

○国立大学法人秋田大学役員会規程

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 4 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人秋田大学運営規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人秋田大学役員会(以下「役員会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- (2) 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

(組織)

第 3 条 役員会は、学長及び理事をもって組織する。

(議長)

第 4 条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、役員会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した理事が役員会における職務を代行する。

(会議)

第 5 条 役員会は、月 1 回開催するものとし、議長が必要と認めたときは臨時に開催するものとする。

(議事)

第 6 条 役員会は、役員²の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

2 役員会の議事は、出席した役員²の過半数をもって決する。

(監事の出席)

第 7 条 監事は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(陪席)

第 8 条 役員会に、学長があらかじめ指名した副学長を陪席させることができる。

(役員以外の者の出席)

第 9 条 議長が必要と認めたときは、役員以外の者を役員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 役員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第4号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。